

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	塩沢地区 (塩沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・塩沢地区は、平成4年度に基盤整備実施済みで、地域の担い手1者への集積が進んでいるが、担い手は高齢であるため、後継者の育成や、新たな担い手と新規就農者の確保が課題である。
 ・地区内の世帯は21世帯で、高齢化率は67.5%と高く、人手不足や高齢化による農業を下支えする地域の労働力の低下により、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。
 ・サル、イノシシ等の鳥獣による農作物被害が拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・区域内の主要作物は水稻栽培であり、主食用米の高付加価値化による所得向上を図る。
 ・不作付地になっている栗向地区及び山神平地区は、当面保全管理を続け、粗放的農業や高収益作物の情報収集など、新たな農地の活用方法について検討していく。
 ・離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。
 ・畑については個人管理とし、自己所有地を適正に管理するよう地区内で共通認識を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状、地区内で水稻栽培が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とし、畑地については自己保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、原則機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向を確認し、必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①サル、イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大していることから、猟友会等関係団体と連携し被害防止策を強化していく。
⑦中山間地域等直接支払交付金において、区域内の農用地の保全・管理を行う。